

上小鴨地区自治公民館協議会要望について（回答）

- 提出者：上小鴨地区自治公民館協議会
- 受付日：平成30年9月6日
- 回答日：平成30年10月9日

1.擁壁工事(生竹自治公民館)について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

通学路の斜面勾配につきましては、道路築造時に土の法面（斜面）の基準にそって施工されています。また、市道区域外の法面であるため、擁壁の施工する予定はありません。

2.県道舗装の修繕工事(仙隠自治公民館)について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

県に要望したところ「舗装補修工事を発注済みであり、今年11月に現地着手する予定としています。」との回答がありました。

3.水路の床板補修(福山自治公民館)について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

引き続き「原材料支給及び機械借り上げ制度」をご活用いただき整備をしていただきますようお願いいたします。

4.市道福山中央線の整備について

(1)市道福山中央線の通行に関する要望(福山自治公民館)について

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

道路の速度規制の設置については、市が施工することができず、倉吉警察署を通じて鳥取県公安委員会が施工を決定するため、倉吉警察署に設置を要望します。施工の可否については、回答があり次第、福山自治公民館宛てに通知します。

なお、鳥取県中部総合事務所に確認したところ、県発注の工事に際して当該道路を使用する場合は、工事業者に対し通行に係る注意喚起を行っているが、今後も引き続きこの点に留意し、指導を行っていくとのことでした。

(2)市道福山中央線の3箇所カーブミラーを設置について

①福山中央線と福山2号線の交差点

【回答：建設課 Tel 22-8169】

車両の確認がしにくい状況となっている要因は、左方向の民地内の立木が側溝や市道敷地内に伸びていることに起因すると思料されるため、カーブミラーは設置できません。民地内の立木を管理していただきますようお願いいたします。

②福山中央線と中田3号線の交差点

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました箇所は、福山中央線の外側線あたりまで徐行すれば左方向からの車両は確認出来ると判断しましたので、カーブミラーを設置する予定はありません。

③福山中央線と県道仙隠岡田線（中部広域農道）の交差点

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望のありました箇所は、停止線で一時停止すれば左方向（南側）からの車両は確認出来ると判断しましたので、カーブミラーを設置する予定はありません。

④大鴨 21 号農道から市道福山中央線へ出口の交差点

【回答：農林課 Tel 22-8157】

要望のありました箇所は、右（明現寺方面）側からの車両等の確認が、住宅垣根が茂っていることにより多少見えにくくなっているものの、一時停止し進入すれば通行に支障はないことから、市として新たなカーブミラーを設置する予定はありません。

市としてはカーブミラーの設置はしませんが、地元管理として設置される場合は、農林課が所管する原材料支給（上限 13 万円）及び機械借上（上限 11 万円）制度の活用を検討してください。

なお、この制度が活用できるのは年間 1 回としていますので、公民館内で十分に調整を図っていただきますようお願いします。